

資料 3-1

令和 4 年度修正 佐用町地域防災計画（地震編・大規模事故等編）新旧対照表

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																																																																		
【地震編】 第 1 編 第 2 章 第 3 節 (7P)	4 指定公共機関 (略)、関西電力株式会社、KDD I 株式会社、 ヤマト運輸株式会社 など 5 指定地方公共機関 神姫バス株式会社、株式会社ウエスト神姫、(略)	4 指定公共機関 (略)、関西電力送配電株式会社、KDD I 株式 会社、ヤマト運輸株式会社 など 5 指定地方公共機関 神姫バス株式会社、株式会社ウイング神姫、(略)	時点修正																																																																		
第 1 編 第 3 章 第 3 節 (13P)	第 1 款 地震 <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>M (※1)</th> <th>地震名</th> <th>死者・行方 不明者(※2)</th> <th>津波</th> <th>最大震度 (※3)</th> <th>最大震度を観測した 観測点(地方)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	M (※1)	地震名	死者・行方 不明者(※2)	津波	最大震度 (※3)	最大震度を観測した 観測点(地方)	(略)							第 1 款 地震 <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>M (※1)</th> <th>地震名</th> <th>死者・行方 不明者(※2)</th> <th>津波</th> <th>最大震度 (※3)</th> <th>最大震度を観測した 観測点(地方)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2016/4/14</td> <td>7.3</td> <td>熊本地震</td> <td>死者 273</td> <td></td> <td>7</td> <td>熊本県 益城町</td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	M (※1)	地震名	死者・行方 不明者(※2)	津波	最大震度 (※3)	最大震度を観測した 観測点(地方)	(略)							2016/4/14	7.3	熊本地震	死者 273		7	熊本県 益城町	100 人以上の死者・行 方不明者を出した地 震・津波「出典：気象 庁の過去の地震・津波 被害等」に基づき一覽 表を更新																															
発生年月日	M (※1)	地震名	死者・行方 不明者(※2)	津波	最大震度 (※3)	最大震度を観測した 観測点(地方)																																																															
(略)																																																																					
発生年月日	M (※1)	地震名	死者・行方 不明者(※2)	津波	最大震度 (※3)	最大震度を観測した 観測点(地方)																																																															
(略)																																																																					
2016/4/14	7.3	熊本地震	死者 273		7	熊本県 益城町																																																															
第 1 編 第 3 章 第 4 節 (21P)	第 1 款 内陸型地震 7 被害想定（兵庫県フェニックス防災システム防 災基礎情報） <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震名</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>死者</th> <th>負傷者</th> <th>内重傷者</th> <th>焼死者</th> <th>避難者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山崎断層帯（主部北西部）</td> <td>202</td> <td>1,529</td> <td>13</td> <td>88</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1,015</td> </tr> <tr> <td>山崎断層帯 （大原・土万・安富・主部南東部）</td> <td>270</td> <td>1,572</td> <td>19</td> <td>83</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>2,372</td> </tr> <tr> <td>佐用町直下型地震</td> <td>264</td> <td>1,746</td> <td>16</td> <td>104</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1,197</td> </tr> </tbody> </table> ※ 佐用町直下型は、M6.9・震度 6 強で想定 8 被害想定 の総括 以上の結果から、佐用町で最も甚大な被害が想定 されるのは山崎断層帯地震である。	地震名	全壊	半壊	死者	負傷者	内重傷者	焼死者	避難者	山崎断層帯（主部北西部）	202	1,529	13	88	4	1	1,015	山崎断層帯 （大原・土万・安富・主部南東部）	270	1,572	19	83	4	1	2,372	佐用町直下型地震	264	1,746	16	104	6	1	1,197	第 1 款 内陸型地震 7 被害想定（ <u>兵庫県の地震被害想定（内陸型活断 層）より</u> ） <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震名</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>死者</th> <th>負傷者</th> <th>内重傷者</th> <th>焼死者</th> <th>避難者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山崎断層帯（主部北西部）</td> <td>202</td> <td>1,529</td> <td>13</td> <td>88</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1,015</td> </tr> <tr> <td>山崎断層帯 （大原・土万・安富・主部南東部）</td> <td>145</td> <td>1,281</td> <td>9</td> <td>72</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>819</td> </tr> <tr> <td>佐用町直下型地震</td> <td>264</td> <td>1,746</td> <td>16</td> <td>104</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1,197</td> </tr> </tbody> </table> ※ 佐用町直下型は、M6.9・震度 6 強で想定 8 被害想定 の総括 以上の結果から、佐用町で最も甚大な被害が想定 されるのは佐用町直下型地震である。	地震名	全壊	半壊	死者	負傷者	内重傷者	焼死者	避難者	山崎断層帯（主部北西部）	202	1,529	13	88	4	1	1,015	山崎断層帯 （大原・土万・安富・主部南東部）	145	1,281	9	72	3	1	819	佐用町直下型地震	264	1,746	16	104	6	1	1,197	被害想定にかかる情報 元の変更及び数値の訂 正など		
地震名	全壊	半壊	死者	負傷者	内重傷者	焼死者	避難者																																																														
山崎断層帯（主部北西部）	202	1,529	13	88	4	1	1,015																																																														
山崎断層帯 （大原・土万・安富・主部南東部）	270	1,572	19	83	4	1	2,372																																																														
佐用町直下型地震	264	1,746	16	104	6	1	1,197																																																														
地震名	全壊	半壊	死者	負傷者	内重傷者	焼死者	避難者																																																														
山崎断層帯（主部北西部）	202	1,529	13	88	4	1	1,015																																																														
山崎断層帯 （大原・土万・安富・主部南東部）	145	1,281	9	72	3	1	819																																																														
佐用町直下型地震	264	1,746	16	104	6	1	1,197																																																														
第 1 編 第 3 章 第 4 節 (21P)	第 2 款 海溝型地震の想定 2 南海トラフで発生する地震とは (略) 文部科学省所管の「地震調査研究推進本部」は地 震活動の長期評価を行っており、2014 年 1 月 1 日時 点で、南海トラフで発生する M8 以上の地震の確率 を今後 30 年以内で 70%程度としています。	第 2 款 海溝型地震の想定 2 南海トラフで発生する地震とは (略) 文部科学省所管の「地震調査研究推進本部」は地震 活動の長期評価を行っており、2022 年 1 月 1 日時点 で、南海トラフで発生する M8~9 クラスの地震の確 率を今後 30 年以内で 70~80%程度としています。	南海トラフで発生する 地震にかかる長期予測 について時点修正																																																																		
第 1 編 第 3 章 第 4 節 (26P)	6 佐用町の主な被害予想 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害情報</th> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="3">発災時刻</th> </tr> <tr> <th>冬 5 時</th> <th>夏 12 時</th> <th>冬 18 時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>帰宅困難者数(人)</td> <td>当日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>断水人口(人)</td> <td>1 日後</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下水道支障人口(人)</td> <td>1 日後</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	被害情報	種類	発災時刻			冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時	(略)					帰宅困難者数(人)	当日				断水人口(人)	1 日後				下水道支障人口(人)	1 日後				(略)					6 佐用町の主な被害予想 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害情報</th> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="3">発災時刻</th> </tr> <tr> <th>冬 5 時</th> <th>夏 12 時</th> <th>冬 18 時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>帰宅困難者数(人)</td> <td>当日</td> <td>2</td> <td>1,534</td> <td>1,072</td> </tr> <tr> <td>断水人口(人)</td> <td>1 日後</td> <td>168</td> <td>168</td> <td>168</td> </tr> <tr> <td>下水道支障人口(人)</td> <td>1 日後</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	被害情報	種類	発災時刻			冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時	(略)					帰宅困難者数(人)	当日	2	1,534	1,072	断水人口(人)	1 日後	168	168	168	下水道支障人口(人)	1 日後	65	65	65	(略)					兵庫県南海トラフ巨大 地震津波被害想定に基 づき帰宅困難者等を追 加
被害情報	種類			発災時刻																																																																	
		冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時																																																																	
(略)																																																																					
帰宅困難者数(人)	当日																																																																				
断水人口(人)	1 日後																																																																				
下水道支障人口(人)	1 日後																																																																				
(略)																																																																					
被害情報	種類	発災時刻																																																																			
		冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時																																																																	
(略)																																																																					
帰宅困難者数(人)	当日	2	1,534	1,072																																																																	
断水人口(人)	1 日後	168	168	168																																																																	
下水道支障人口(人)	1 日後	65	65	65																																																																	
(略)																																																																					

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
第2編 第1章 第3節 (28P)	第3節 減災のための防災基盤の整備 災害による被害を未然に防ぎ、又は最小限に抑え、堅牢でしなやかな地域防災基盤を整備するため、以下の事項を中心に防災基盤整備の内容等を明示する。 1～4 (略)	第3節 減災のための防災基盤の整備 災害による被害を未然に防ぎ、又は最小限に抑え、堅牢でしなやかな地域防災基盤を整備するため、以下の事項を中心に防災基盤整備の内容等を明示する。 1～4 (略) <u>また、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。</u>	県計画に基づき修正 ・災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める記述を追加
第2編 第2章 第4節 (30P)		<u>第5款 広域避難・広域一時滞在の体制の整備</u> <u>町防災計画風水害編 第2編「災害予防計画」第2章「災害対策に関する事前の備え」第4節「相互応援体制の確立」第5款「広域避難・広域一時滞在の体制の整備」を準用する。</u>	県計画に基づく修正 ・広域避難・広域一時滞在の体制の整備に関すること
第2編 第2章 第6節 (30P)	第1款 防災情報機器による情報収集 4 防災情報提供システムによる防災情報の収集 <u>統括部は、防災情報提供システムにより、地震情報、河川・道路等施設の地震計ネットワーク情報などの情報を取得する。</u> <u>(1) 地震情報</u> <u>(2) 河川・道路等施設の地震計ネットワーク情報</u>	第1款 防災情報機器による情報収集 4 <u>気象庁ホームページによる防災情報の収集</u> <u>統括部は、気象庁ホームページにより、地震情報などの情報を取得する。</u>	県計画に基づく修正 ・防災情報提供システムによる情報収集から気象庁ホームページによる情報収集に変更
第2編 第2章 第19節 (36P)	第2款 個別計画の作成 町防災計画風水害編 第2編「災害予防計画」第2章「災害対策に関する事前の備え」第18節「災害時避難行動要支援者支援体制の強化」第5款「個別計画の作成」を準用する。	第2款 個別 <u>避難計画の作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備</u> 町防災計画風水害編 第2編「災害予防計画」第2章「災害対策に関する事前の備え」第18節「災害時避難行動要支援者支援体制の強化」第5款「個別 <u>避難計画の作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備</u> 」を準用する。	県計画に基づく修正 ・個別避難計画の作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備に関することを追加
第2編 第2章 第20節 (37P)		<u>第3款 感染症の拡大が懸念される状況下における対応</u> <u>町防災計画風水害編 第2編「災害予防計画」第2章「災害対策に関する事前の備え」第19節「災害ボランティア活動の支援体制の整備」第3款「感染症の拡大が懸念される状況下における対応」を準用する。</u>	県計画に基づく修正 ・感染症の拡大が懸念される状況下における対応を追加

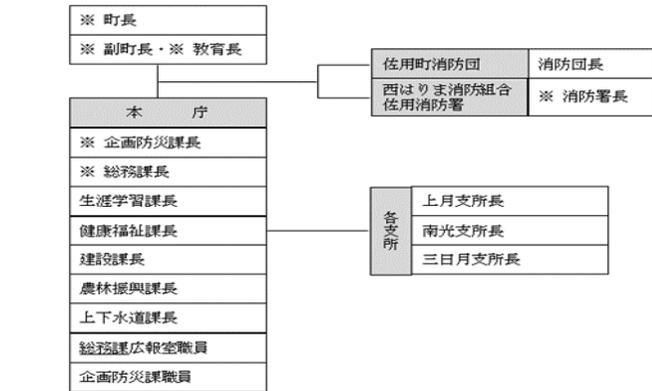
項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																												
第2編 第2章 第23節 (37P)		<u>第23節 重要施設の防災対策</u> <u>町防災計画風水害編 第2編「災害予防計画」第2章「災害対策に関する事前の備え」第23節「重要施設の防災対策」を準用する。</u>	県計画に基づく修正 ・病院や災害応急対策に係る機関が保有する施設等の防災対策に関することを追加																												
第2編 第2章 第24節 (37P)	第23節 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の活用 町防災計画風水害編 第2編「災害予防計画」第2章「災害対策に関する事前の備え」第22節「兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の活用」を準用する。	第24節 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の活用 町防災計画風水害編 第2編「災害予防計画」第2章「災害対策に関する事前の備え」第24節「兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の活用」を準用する。	付番を順次繰り下げ																												
第2編 第4章 第2節 (43P)	第2款 地震防災緊急事業（略） また、県の第3次及び第4次地震防災緊急事業五箇年計画（平成18年度～27年度）に町が反映させた事業は次のとおりである。	2款 地震防災緊急事業（略） また、県の地震防災緊急事業五箇年計画に町が反映させた事業は次のとおりである。 <u>■ 第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3年度～7年度）</u>	第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3年度～7年度）を追加																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名等</th> <th>事業名</th> <th>事業量</th> <th>内容等</th> <th>事業費(百万円)</th> <th>実施年度</th> <th>所管省庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防車両</td> <td>施設整備事業</td> <td>5台</td> <td>消防車両（消防団）</td> <td>99</td> <td>R4～R7</td> <td>消防庁</td> </tr> <tr> <td>道路事業</td> <td>道路事業</td> <td>1箇所</td> <td>道路改良</td> <td>271</td> <td>R4～R7</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>ため池</td> <td>ため池等整備事業</td> <td>10箇所</td> <td>ため池整備</td> <td>249</td> <td>R3～R7</td> <td>農林水産省</td> </tr> </tbody> </table>	施設名等	事業名	事業量	内容等	事業費(百万円)	実施年度	所管省庁	消防車両	施設整備事業	5台	消防車両（消防団）	99	R4～R7	消防庁	道路事業	道路事業	1箇所	道路改良	271	R4～R7	国土交通省	ため池	ため池等整備事業	10箇所	ため池整備	249	R3～R7	農林水産省	
施設名等	事業名	事業量	内容等	事業費(百万円)	実施年度	所管省庁																									
消防車両	施設整備事業	5台	消防車両（消防団）	99	R4～R7	消防庁																									
道路事業	道路事業	1箇所	道路改良	271	R4～R7	国土交通省																									
ため池	ため池等整備事業	10箇所	ため池整備	249	R3～R7	農林水産省																									
第3編 第1章 第1節 (49P)	■ 防災関係機関等の情報伝達体制図	■ 防災関係機関等の情報伝達体制図	組織変更に伴う時点修正																												

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	<p>         神戸地方気象台          佐用町災害対策本部          町各対策部          町現地機関          町各地域対策部          災害モニター等          西はりま消防本部          町社会福祉協議会          西はりま消防組合          西はりま消防組合佐用消防署          災害時避難行動要支援者施設          報道機関          関西電力          消防団本部          佐用郡医師会等          NIT西日本          国土交通省鳥取河川国道事務所          幼稚園          JR西日本          西日本高速道路株式会社          小・中学校          智頭急行          高等学校          県警察本部          佐用警察署          駐在所等       </p> <p>         —— 有線（電話・FAX）          ..... 兵庫衛星通信ネットワーク          —— 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）          ※ 現地機関は、西はりま天文台公園、朝霧園、保育園、子育て支援センター、給食センター、クリーンセンター、笹ヶ丘荘、南光自然観察村 など          ※ 西はりま消防組合佐用消防署は、町と連携し災害対応にあたる。       </p>	<p>         神戸地方気象台          佐用町災害対策本部          町各対策部          町現地機関          町各地域対策部          災害モニター等          西はりま消防本部          町社会福祉協議会          西はりま消防組合          西はりま消防組合佐用消防署          災害時避難行動要支援者施設          報道機関          関西電力送配課          消防団本部          佐用郡医師会等          NIT西日本          国土交通省鳥取河川国道事務所          幼稚園          JR西日本          西日本高速道路株式会社          小・中学校          智頭急行          高等学校          県警察本部          たつの警察署          佐用警察センター          駐在所等       </p> <p>         —— 有線（電話・FAX）          ..... 兵庫衛星通信ネットワーク          —— 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）          ※ 現地機関は、西はりま天文台公園、朝霧園、保育園、子育て支援センター、給食センター、クリーンセンター、笹ヶ丘荘、南光自然観察村 など          ※ 西はりま消防組合佐用消防署は、町と連携し災害対応にあたる。       </p>	<p>主な理由等</p>
<p>第3編 第1章 第1節 (50P)</p>	<p>■ 災害応急対策の主な流れ</p>	<p>■ 災害応急対策の主な流れ</p>	<p>県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更</p>

項	修正前			修正後（素案）			主な理由等	
	時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容	時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容		
	初動対策 (発災直後)	・連絡員待機 ・警戒体制 ・災害警戒本部の設置 ・災害対策本部の設置	・情報の収集 ・情報の整理、分析 ・通信手段、情報網の確保 ・情報の伝達 ・災害対策要員の確保 ・災害報告 ・防災関係機関等の情報の共有 ・災害時避難行動要支援者等の安全確保対策の実施 ・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 ・消火活動等被害拡大防止活動の実施 ・避難所の設置、運営 ・避難者対策の実施 ・避難勧告等の発令 ・安否確認 ・行方不明者の捜索 ・報道機関への防災、災害情報等の発信 ・県、他市町及び自衛隊等への応援・派遣要請 ・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送路の確保等緊急輸送対策の実施 ・帰宅困難者への対策 など	継続実施	初動対策 (発災直後)	・連絡員待機 ・警戒体制 ・災害警戒本部の設置 ・災害対策本部の設置	・情報の収集 ・情報の整理、分析 ・通信手段、情報網の確保 ・情報の伝達 ・災害対策要員の確保 ・災害報告 ・防災関係機関等の情報の共有 ・災害時避難行動要支援者等の安全確保対策の実施 ・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 ・消火活動等被害拡大防止活動の実施 ・避難所の設置、運営 ・避難者対策の実施 ・避難指示等の発令 ・安否確認 ・行方不明者の捜索 ・報道機関への防災、災害情報等の発信 ・県、他市町及び自衛隊等への応援・派遣要請 ・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送路の確保等緊急輸送対策の実施 ・帰宅困難者への対策 など	継続実施
	緊急対策 (発災後1日程度以降)	災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る。	・被害箇所の調査 ・各種相談窓口の設置 ・被災者への生活支援対策の実施 ・県、他市町応援及び自衛隊の受入 ・災害ボランティアの派遣要請及び受入 ・農林、土木施設復旧の実施 ・孤立集落対策 ・健康対策 ・感染症対策等保健・衛生対策の実施 ・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・遺体の火葬等の実施 ・学校における教育機能回復等の教育対策の実施 ・災害救助法の適用 など	継続実施	緊急対策 (発災後1日程度以降)	災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る。	・被害箇所の調査 ・各種相談窓口の設置 ・被災者への生活支援対策の実施 ・県、他市町応援及び自衛隊の受入 ・災害ボランティアの派遣要請及び受入 ・農林、土木施設復旧の実施 ・孤立集落対策 ・健康対策 ・感染症対策等保健・衛生対策の実施 ・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・遺体の火葬等の実施 ・学校における教育機能回復等の教育対策の実施 ・災害救助法の適用 など	継続実施
	応急対策 (発災後1週間程度以降)		・り災証明の発行及び台帳の作成 ・災害見舞金等の支給 ・被災者生活再建支援等の実施 ・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施 など		応急対策 (発災後1週間程度以降)		・り災証明の発行及び台帳の作成 ・災害見舞金等の支給 ・被災者生活再建支援等の実施 ・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施 など	

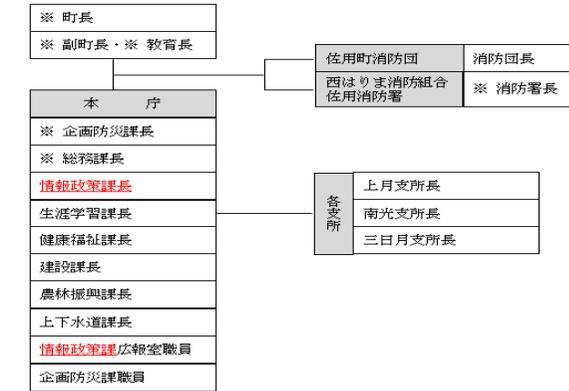
第3編  
第2章  
第1節  
(53P)

■ 警戒体制構成図



※ コアメンバー  
・迅速な対応を必要とするとき、又は、事前に対応が必要である場合、コアメンバーが判断を行う。  
・構成委員（コアメンバー含む）は、必要に応じ召集する場合がある。

■ 警戒体制構成図



※ コアメンバー  
・迅速な対応を必要とするとき、又は、事前に対応が必要である場合、コアメンバーが判断を行う。  
・構成委員（コアメンバー含む）は、必要に応じ召集する場合がある。  
・連絡員待機から警戒体制までに、各部署での情報収集が必要と判断した場合、管理職を中心とした警戒準備体制を指示する。

佐用町組織変更に伴う  
時点修正

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
第3編 第2章 第1節 (54P)	③ 災害警戒本部体制 表中 本部会議の協議・決定事項 ■災害警戒本部会議での協議事項例 災害情報の収集と今後の対策の検討、住民や報道機関への情報提供などの対応、災害警戒箇所の警戒巡視、所管施設の警戒巡視及び予防措置、軽微な被害への応急対策、 <u>避難勧告</u> の発令、災害警戒本部の廃止、災害対策本部設置 など	③ 災害警戒本部体制 表中 本部会議の協議・決定事項 ■災害警戒本部会議での協議事項例 災害情報の収集と今後の対策の検討、住民や報道機関への情報提供などの対応、災害警戒箇所の警戒巡視、所管施設の警戒巡視及び予防措置、軽微な被害への応急対策、 <u>避難指示</u> の発令、災害警戒本部の廃止、災害対策本部設置 など	県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更
第3編 第2章 第1節 (54P～55P)	④ 災害対策本部体制 表中 災害対策本部設置の通知 ■ 本部設置の通知先 住民・兵庫県災害対策局災害対策課・兵庫県西播磨県民局総務企画室総務防災課・兵庫県西播磨県民局光都土木事務所・NEXCO西日本福崎高速道路事務所・NEXCO西日本津山高速道路事務所・国交省鳥取河川国道事務所・ <u>佐用</u> 警察署・佐用町社会福祉協議会・近隣市町（宍粟市・上郡町・たつの市・美作市）  表中 本部会議の開催 本部長は、災害応急対策に関する基本方針やその他重要事項を審査決定するため、本部会議を開催する。 災害対策本部会議の組織構成は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第2章「組織及び配備等」第1「組織の設置」4「災害警戒本部会議及び災害対策本部会議構成員」のとおりとする。 必要に応じて、災害対策本部会議に西播磨県民局、 <u>佐用</u> 警察署、佐用町社会福祉協議会、自治会、自衛隊、関西電力、日本赤十字社等の出席を求めることができる。ただし、緊急時には出席を求めない場合がある。  表中 本部会議の協議・決定事項	④ 災害対策本部体制 表中 災害対策本部設置の通知 ■ 本部設置の通知先 住民・兵庫県 <u>危機管理部</u> 災害対策課・兵庫県西播磨県民局総務企画室総務防災課・兵庫県西播磨県民局光都土木事務所・NEXCO西日本福崎高速道路事務所・NEXCO西日本津山高速道路事務所・国交省鳥取河川国道事務所・ <u>たつの</u> 警察署・佐用町社会福祉協議会・近隣市町（宍粟市・上郡町・たつの市・美作市）  表中 本部会議の開催 本部長は、災害応急対策に関する基本方針やその他重要事項を審査決定するため、本部会議を開催する。 災害対策本部会議の組織構成は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第2章「組織及び配備等」第1「組織の設置」4「災害警戒本部会議及び災害対策本部会議構成員」のとおりとする。 必要に応じて、災害対策本部会議に西播磨県民局、 <u>たつの</u> 警察署、佐用町社会福祉協議会、自治会、自衛隊、関西電力 <u>送配電</u> 、日本赤十字社等の出席を求めることができる。ただし、緊急時には出席を求めない場合がある。  表中 本部会議の協議・決定事項	組織変更に伴う時点修正 県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	<p>■ 災害対策本部会議での協議事項（例）</p> <p>災害応急対策の総合調整、避難所等の開設及び閉鎖、<u>避難勧告</u>等の発令及び解除、関係機関への情報伝達、報道機関への災害情報等の発信、自衛隊派遣要請依頼、県及び他市町への応援要請、臨時ヘリポートの開設、食料・物資・飲料水の供給、災害ボランティアセンターの設置、救急医療活動、救助・救出対策、健康対策、災害時避難行動要支援者対策、安否確認、行方不明者の対応、応急対応、避難所の運営、廃棄物処理対策、警察等との連携による警備、関係機関との連携による行方不明者の搜索、応急対策に要する予算及び資金、応急教育、災害救助法適用申請、生活支援対策、その他重要事項 など</p>	<p>■ 災害対策本部会議での協議事項（例）</p> <p>災害応急対策の総合調整、避難所等の開設及び閉鎖、<u>避難指示</u>等の発令及び解除、関係機関への情報伝達、報道機関への災害情報等の発信、自衛隊派遣要請依頼、県及び他市町への応援要請、臨時ヘリポートの開設、食料・物資・飲料水の供給、災害ボランティアセンターの設置、救急医療活動、救助・救出対策、健康対策、災害時避難行動要支援者対策、安否確認、行方不明者の対応、応急対応、避難所の運営、廃棄物処理対策、警察等との連携による警備、関係機関との連携による行方不明者の搜索、応急対策に要する予算及び資金、応急教育、災害救助法適用申請、生活支援対策、その他重要事項 など</p>	
<p>第3編 第2章 第1節 (56P)</p>	<p>4 現地災害対策本部 (1) 現地災害対策本部の設置 (略) ① <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>の発令（災害対策基本法第60条、町長の権限） ② <u>避難指示（緊急）</u>（水防法第29条、水防管理者の権限） ③～④（略）</p>	<p>4 現地災害対策本部 (1) 現地災害対策本部の設置 (略) ① <u>避難指示・緊急安全確保</u>の発令（災害対策基本法第60条、町長の権限） ② 避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限） ③～④（略）</p>	<p>県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更</p>
<p>第3編 第2章 第3節 (60P)</p>	<p>(別図1) 災害警戒本部・災害対策本部組織図</p>	<p>(別図1) 災害警戒本部・災害対策本部組織図</p>	<p>組織変更に伴う時点修正</p>

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	<p>自治会 自主防災組織 必要に応じ会議 に出席を求める</p> <p>災害警戒・対策本部 佐用町役場 本庁舎</p> <p>本部長 ※町長 副本部長 ■権限委任順位1 ※副町長 副本部長 ■権限委任順位2 ※教育長</p> <p>統括部 部長 ※企画防災課長 ■権限委任順位3 ・本部班・情報分析班・広報班 ・消防団本部</p> <p>総務対策部 部長 ※総務課長 ■権限委任順位4 ・総務情報班・財政班・調査班</p> <p>地域対策部 部長 生涯学習課長 ・地域対策班</p> <p>生活対策部 部長 住民課長 ・生活情報班・衛生班 ・商工対策班・物資班</p> <p>教育対策部 部長 教育課長 ・教育情報班・給食班 ・避難所支援班</p> <p>医療健康対策部 部長 健康福祉課長 ・医療健康情報・医療健康班</p> <p>建設農林対策部 部長 建設課長 ・建設農林対策班 ・建設農林情報班 ・応急対策班</p> <p>上下水道対策部 部長 上下水道課長 ・上下水道情報班・管理運営班 ・医療健康班</p> <p>佐用町消防団 団長 支団長 副団長 各分団</p> <p>西はりま消防組合 ※署長 佐用消防署 署員</p> <p>必要に応じ会議に出席を求める 兵庫県佐用警察署・西播磨県民局・佐用警察署 佐用町社会福祉協議会、自衛隊、関西電力 日本赤十字社等</p> <p>各地域対策班 上月地域対策班 班長 上月支所長 ■権限委任 緊急時 南光地域対策班 班長 南光支所長 ■権限委任 緊急時 三日月地域対策班 班長 三日月支所長 ■権限委任 緊急時</p> <p>現地機関 西はりま天文台公園 班長 園長 笹ヶ丘荘 班長 支配人 南光自然観察村 班長 商工観光課長兼務</p> <p>指定避難所 町内10箇所</p> <p>現地機関 朝霧園 班長 園長 保育園 班長 園長 子育て支援センター 班長 施設長</p>	<p>自治会 自主防災組織 必要に応じ会議 に出席を求める</p> <p>災害警戒・対策本部 佐用町役場 本庁舎</p> <p>本部長 ※町長 副本部長 ■権限委任順位1 ※副町長 副本部長 ■権限委任順位2 ※教育長</p> <p>統括部 部長 ※企画防災課長 ■権限委任順位3 ・本部班・情報分析班・広報班 ・消防団本部</p> <p>総務対策部 部長 ※総務課長 ■権限委任順位4 ・総務情報班・財政班・調査班</p> <p>地域対策部 部長 生涯学習課長 ・地域対策班</p> <p>生活対策部 部長 住民課長 ・生活情報班・衛生班 ・商工対策班・物資班</p> <p>教育対策部 部長 教育課長 ・教育情報班・給食班 ・避難所支援班</p> <p>医療健康対策部 部長 健康福祉課長 ・医療健康情報・医療健康班</p> <p>建設農林対策部 部長 建設課長 ・建設農林対策班 ・建設農林情報班 ・応急対策班</p> <p>上下水道対策部 部長 上下水道課長 ・上下水道情報班・管理運営班 ・医療健康班</p> <p>佐用町消防団 団長 専任副団長 副団長 各分団</p> <p>西はりま消防組合 ※署長 佐用消防署 署員</p> <p>必要に応じ会議に出席を求める 兵庫県たつの警察署・西播磨県民局 佐用町社会福祉協議会、自衛隊、関西電力送配電 日本赤十字社等</p> <p>各地域対策班 上月地域対策班 班長 上月支所長 ■権限委任 緊急時 南光地域対策班 班長 南光支所長 ■権限委任 緊急時 三日月地域対策班 班長 三日月支所長 ■権限委任 緊急時</p> <p>現地機関 西はりま天文台公園 班長 園長 笹ヶ丘荘 班長 支配人 南光自然観察村 班長 商工観光課長兼務</p> <p>指定避難所 町内10箇所</p> <p>現地機関 朝霧園 班長 園長 保育園 班長 園長 子育て支援センター 班長 施設長</p>	

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																																																										
第3編 第3章 第1節 (61P)	<p>1 通信機器の確保</p> <p>総務対策部及び防災関係機関は、電話、FAX、フェニックス防災システム等の機能が常に良好な状態であることを確認し、防災関係者間の通信及び住民等への伝達手段を確保する。</p> <p>なお、停電や通信機器に破損等の支障が生じた場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。</p> <p>■ 主な通信手段</p> <table border="1" data-bbox="405 517 1050 975"> <thead> <tr> <th>主な通信手段</th> <th>主な通信区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">有線</td> <td>一般加入電話・FAX</td> <td rowspan="3">災害対策本部・地域対策部各地域対策班・西はりま消防組合佐用消防署・防災関係機関との連絡</td> </tr> <tr> <td>災害時優先電話</td> </tr> <tr> <td>専用回線</td> <td>災害対策本部～地域対策部各地域対策班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有線／無線</td> <td>兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）</td> <td>災害対策本部～地域対策部各地域対策班・西はりま消防本部・県・近隣市町・防災関係機関</td> </tr> <tr> <td>兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）</td> <td>災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">無線</td> <td>J-ALERT（ジェイアラート）</td> <td>国（消防庁）～災害対策本部～住民等</td> </tr> <tr> <td>町防災行政無線（戸別受信機）</td> <td>災害対策本部～住民等・災害現場・避難所・防災関係機関</td> </tr> <tr> <td>町防災行政無線（移動系）</td> <td>災害対策本部～災害現場等</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>災害対策本部～避難所等</td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話</td> <td>災害対策本部～孤立集落</td> </tr> <tr> <td>携帯電話（さよう安全・安心ネット）</td> <td>災害対策本部～住民等</td> </tr> <tr> <td>携帯電話（エリアメール）</td> <td>災害対策本部～住民等</td> </tr> </tbody> </table>	主な通信手段	主な通信区間	有線	一般加入電話・FAX	災害対策本部・地域対策部各地域対策班・西はりま消防組合佐用消防署・防災関係機関との連絡	災害時優先電話	専用回線	災害対策本部～地域対策部各地域対策班	有線／無線	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部～地域対策部各地域対策班・西はりま消防本部・県・近隣市町・防災関係機関	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関	無線	J-ALERT（ジェイアラート）	国（消防庁）～災害対策本部～住民等	町防災行政無線（戸別受信機）	災害対策本部～住民等・災害現場・避難所・防災関係機関	町防災行政無線（移動系）	災害対策本部～災害現場等	携帯電話	災害対策本部～避難所等	衛星携帯電話	災害対策本部～孤立集落	携帯電話（さよう安全・安心ネット）	災害対策本部～住民等	携帯電話（エリアメール）	災害対策本部～住民等	<p>1 通信機器の確保</p> <p>総務対策部及び防災関係機関は、電話、FAX、フェニックス防災システム等の機能が常に良好な状態であることを確認し、防災関係者間の通信及び住民等への伝達手段を確保する。</p> <p>なお、停電や通信機器に破損等の支障が生じた場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。</p> <p><u>また、大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努める。</u></p> <p>■ 主な通信手段</p> <table border="1" data-bbox="1122 517 1767 994"> <thead> <tr> <th>主な通信手段</th> <th>主な通信区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">有線</td> <td>一般加入電話・FAX</td> <td rowspan="3">災害対策本部・地域対策部各地域対策班・西はりま消防組合佐用消防署・防災関係機関との連絡</td> </tr> <tr> <td>災害時優先電話</td> </tr> <tr> <td>専用回線</td> <td>災害対策本部～地域対策部各地域対策班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有線／無線</td> <td>佐用チャンネル</td> <td>災害対策本部～住民等</td> </tr> <tr> <td>兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）</td> <td>災害対策本部～地域対策部各地域対策班・西はりま消防本部・県・近隣市町・防災関係機関</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">無線</td> <td>兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）</td> <td>災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関</td> </tr> <tr> <td>J-ALERT（ジェイアラート）</td> <td>国（消防庁）～災害対策本部～住民等</td> </tr> <tr> <td>町防災行政無線（戸別受信機）</td> <td>災害対策本部～住民等・災害現場・避難所・防災関係機関</td> </tr> <tr> <td>町防災行政無線（移動系）</td> <td>災害対策本部～災害現場等</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>災害対策本部～避難所等</td> </tr> <tr> <td>IP無線機</td> <td>災害対策本部～孤立集落</td> </tr> <tr> <td>携帯電話（さよう安全・安心ネット）</td> <td>災害対策本部～住民等</td> </tr> <tr> <td>携帯電話（エリアメール）</td> <td>災害対策本部～住民等</td> </tr> </tbody> </table>	主な通信手段	主な通信区間	有線	一般加入電話・FAX	災害対策本部・地域対策部各地域対策班・西はりま消防組合佐用消防署・防災関係機関との連絡	災害時優先電話	専用回線	災害対策本部～地域対策部各地域対策班	有線／無線	佐用チャンネル	災害対策本部～住民等	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部～地域対策部各地域対策班・西はりま消防本部・県・近隣市町・防災関係機関	無線	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関	J-ALERT（ジェイアラート）	国（消防庁）～災害対策本部～住民等	町防災行政無線（戸別受信機）	災害対策本部～住民等・災害現場・避難所・防災関係機関	町防災行政無線（移動系）	災害対策本部～災害現場等	携帯電話	災害対策本部～避難所等	IP無線機	災害対策本部～孤立集落	携帯電話（さよう安全・安心ネット）	災害対策本部～住民等	携帯電話（エリアメール）	災害対策本部～住民等	<p>県計画に基づく修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模停電時も含め常に伝達できるよう努めることを追加</li> </ul> <p>主な通信手段では、実態に合わせて修正</p>
主な通信手段	主な通信区間																																																												
有線	一般加入電話・FAX	災害対策本部・地域対策部各地域対策班・西はりま消防組合佐用消防署・防災関係機関との連絡																																																											
	災害時優先電話																																																												
	専用回線		災害対策本部～地域対策部各地域対策班																																																										
有線／無線	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部～地域対策部各地域対策班・西はりま消防本部・県・近隣市町・防災関係機関																																																											
	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関																																																											
無線	J-ALERT（ジェイアラート）	国（消防庁）～災害対策本部～住民等																																																											
	町防災行政無線（戸別受信機）	災害対策本部～住民等・災害現場・避難所・防災関係機関																																																											
	町防災行政無線（移動系）	災害対策本部～災害現場等																																																											
	携帯電話	災害対策本部～避難所等																																																											
	衛星携帯電話	災害対策本部～孤立集落																																																											
	携帯電話（さよう安全・安心ネット）	災害対策本部～住民等																																																											
	携帯電話（エリアメール）	災害対策本部～住民等																																																											
主な通信手段	主な通信区間																																																												
有線	一般加入電話・FAX	災害対策本部・地域対策部各地域対策班・西はりま消防組合佐用消防署・防災関係機関との連絡																																																											
	災害時優先電話																																																												
	専用回線		災害対策本部～地域対策部各地域対策班																																																										
有線／無線	佐用チャンネル	災害対策本部～住民等																																																											
	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部～地域対策部各地域対策班・西はりま消防本部・県・近隣市町・防災関係機関																																																											
無線	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関																																																											
	J-ALERT（ジェイアラート）	国（消防庁）～災害対策本部～住民等																																																											
	町防災行政無線（戸別受信機）	災害対策本部～住民等・災害現場・避難所・防災関係機関																																																											
	町防災行政無線（移動系）	災害対策本部～災害現場等																																																											
	携帯電話	災害対策本部～避難所等																																																											
	IP無線機	災害対策本部～孤立集落																																																											
	携帯電話（さよう安全・安心ネット）	災害対策本部～住民等																																																											
携帯電話（エリアメール）	災害対策本部～住民等																																																												
第3編 第3章 第4節 (67P)	<p>第1款 住民への防災情報・気象情報等の伝達</p> <p>4 防災情報等の伝達手段（広報の伝達手段）</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>公共情報コモンズ</u></p> <p>(7) (略)</p>	<p>第1款 住民への防災情報・気象情報等の伝達</p> <p>4 防災情報等の伝達手段（広報の伝達手段）</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>アラート（災害情報共有システム）</u></p> <p>(7) (略)</p>	<p>県計画に基づく修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム名称変更</li> </ul>																																																										
第3編 第3章 第4節 (67P)	<p>5 防災情報等の伝達項目（広報の伝達項目）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難情報に関すること（<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等</u>）</p> <p>(5)～(9) (略)</p>	<p>5 防災情報等の伝達項目（広報の伝達項目）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難情報に関すること（<u>避難指示、緊急安全確保</u>）</p> <p>(5)～(9) (略)</p>	<p>県計画に基づく修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報の名称変更</li> </ul>																																																										

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																		
第3編 第3章 第4節 (69P)	<p>第2款 <u>避難勧告</u>等の発令</p> <p>統括部は、災害により、現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に対し<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>の発令を行う。</p> <p>1 <u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>の発令等</p> <p><u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを<u>勧告（避難勧告）</u>し、緊急を要すると認めるときは、<u>避難のための立ち退きを指示（避難指示（緊急））</u>する。</p> <p>原則として、<u>避難勧告</u>等の発令は、災害対策本部で行うが、通信の不通等により災害対策本部に被害状況等の報告ができない場合や土砂災害における危険など、危険が目前に迫り、緊急を要する場合、各地域対策部長の判断により<u>避難勧告</u>等の発令を行うことができる。</p> <p>(略)</p>	<p>第2款 <u>避難指示</u>等の発令</p> <p>統括部は、災害により、現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に対し<u>避難指示等</u>の発令を行う。</p> <p>1 <u>避難指示等</u>の発令等</p> <p><u>避難指示等</u>は、次の状況が認められるときを基準として実施する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを<u>指示（避難指示）</u>し、<u>人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況など</u>、緊急を要すると認めるときは、<u>緊急安全確保を指示</u>する。</p> <p>原則として、<u>避難指示</u>等の発令は、災害対策本部で行うが、通信の不通等により災害対策本部に被害状況等の報告ができない場合や土砂災害における危険など、危険が目前に迫り、緊急を要する場合、各地域対策部長の判断により<u>避難指示</u>等の発令を行うことができる。</p> <p>(略)</p>	<p>県計画に基づく修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報の変更による修正</li> </ul>																		
第3編 第3章 第4節 (70P)	<p>■ <b>避難の種類</b></p> <table border="1" data-bbox="407 979 1052 1305"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> <th>発令時の状況</th> <th>住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難勧告</td> <td>・対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すもの</td> <td>・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況</td> <td>・通常の避難行動ができる者は、指定された避難所への避難行動開始</td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急）</td> <td>・被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のために立ち退かせるもの</td> <td>・余震の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況</td> <td>・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	発令時の状況	住民に求める行動	避難勧告	・対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すもの	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、指定された避難所への避難行動開始	避難指示（緊急）	・被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のために立ち退かせるもの	・余震の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動	<p>■ <b>避難の種類</b></p> <table border="1" data-bbox="1128 979 1738 1292"> <thead> <tr> <th>避難情報等</th> <th>居住者等がとるべき行動等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル4】 避難指示</td> <td>● <b>発令される状況</b>：災害のおそれ高い ● <b>居住者等がとるべき行動</b>：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル5】 緊急安全確保</td> <td>● <b>発令される状況</b>：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ● <b>居住者等がとるべき行動</b>：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</td> </tr> </tbody> </table>	避難情報等	居住者等がとるべき行動等	【警戒レベル4】 避難指示	● <b>発令される状況</b> ：災害のおそれ高い ● <b>居住者等がとるべき行動</b> ：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	【警戒レベル5】 緊急安全確保	● <b>発令される状況</b> ：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ● <b>居住者等がとるべき行動</b> ：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	<p>県計画に基づく修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報の変更による修正</li> </ul>
区分	内 容	発令時の状況	住民に求める行動																		
避難勧告	・対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すもの	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、指定された避難所への避難行動開始																		
避難指示（緊急）	・被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のために立ち退かせるもの	・余震の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動																		
避難情報等	居住者等がとるべき行動等																				
【警戒レベル4】 避難指示	● <b>発令される状況</b> ：災害のおそれ高い ● <b>居住者等がとるべき行動</b> ：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。																				
【警戒レベル5】 緊急安全確保	● <b>発令される状況</b> ：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ● <b>居住者等がとるべき行動</b> ：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。																				

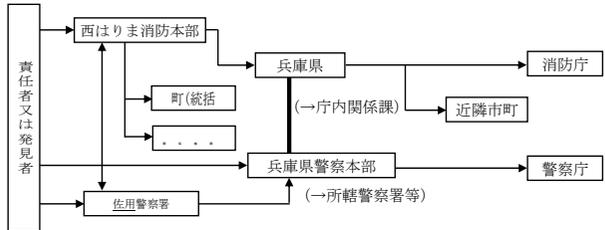
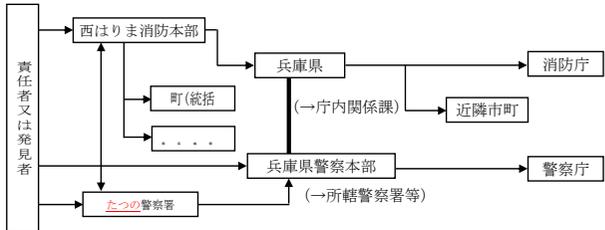
項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
第3編 第3章 第4節 (70P)	<p>2 <u>避難勧告及び避難指示（緊急）等の伝達</u></p> <p>統括部は、防災行政無線、さよう安全安心ネット、エリアメール、FAX、マスコミ等多様な情報伝達手段を準備、活用し、住民のニーズに応じた手段により、避難情報等をわかりやすく伝える。</p> <p>統括部は、関係各対策部及び関係機関に、<u>避難の勧告及び避難指示（緊急）</u>等の広報を要請する。</p> <p>また、知事に対し、<u>避難の勧告及び避難指示（緊急）</u>の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。</p> <p>(1) 防災行政無線放送による伝達例 (略)</p> <p>※ <u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>は、必ず緊急放送により行う。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 報道機関への情報発信</p> <p>報道機関に対し被害状況及び<u>避難勧告</u>等の発令状況を伝達する。</p> <p>(7) <u>公共情報コモンズ</u>による伝達</p> <p>(略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>2 <u>避難指示等</u>の伝達</p> <p>統括部は、防災行政無線、さよう安全安心ネット、エリアメール、FAX、マスコミ等多様な情報伝達手段を準備、活用し、住民のニーズに応じた手段により、避難情報等をわかりやすく伝える。</p> <p>統括部は、関係各対策部及び関係機関に、<u>避難指示</u>等の広報を要請する。</p> <p>また、知事に対し、<u>避難指示等</u>の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。</p> <p>(1) 防災行政無線放送による伝達例 (略)</p> <p>※<u>避難指示等</u>は、必ず緊急放送により行う。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 報道機関への情報発信</p> <p>報道機関に対し被害状況及び<u>避難指示</u>等の発令状況を伝達する。</p> <p>(7) <u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>による伝達</p> <p>(略)</p> <p>(8) (略)</p>	県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更 ・システム名称変更
第3編 第3章 第4節 (71P)	<p>4 <u>避難勧告及び避難指示（緊急）の解除</u></p> <p>統括部は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事（フェニックス防災システム入力）へ報告する。</p>	<p>4 <u>避難指示等</u>の解除</p> <p>統括部は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、<u>避難指示等</u>を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事（フェニックス防災システム入力）へ報告する。</p>	県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更
第3編 第3章 第5節 (73P)	<p>4 報告内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>■ 関係機関一覧表</p> <p>No4 関西電力 <u>相生営業所</u>            FAX <u>0791-23-7201</u> 電話番号 <u>0800-777-8083</u></p> <p>No7 J R西日本 <u>姫路指令所</u>            FAX <u>079-267-1410</u> 電話番号 <u>079-267-1410</u></p>	<p>4 報告内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>■ 関係機関一覧表</p> <p>No4 関西電力 <u>送配電(株) 兵庫支社（姫路）</u>            FAX <u>079-227-0615</u> 電話番号 <u>0800-777-3081</u></p> <p>No7 J R西日本 <u>姫路駅姫新線線区</u>            FAX <u>079-224-2169</u> 電話番号 <u>079-281-7015</u></p>	組織変更による連絡先等の変更

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	<p>同上 <u>J R西日本 姫路鉄道部</u> FAX <u>079-267-2401</u> 電話番号 <u>079-267-2401</u></p> <p>No9 株式会社ウエスト神姫 FAX <u>0791-22-5181</u> 電話番号 <u>0791-22-5180</u></p> <p>No12 <u>佐用警察署 警備課</u> FAX <u>0790-82-2190</u> 電話番号 <u>0790-82-0110</u></p>	<p>No9 株式会社<u>ウイング</u>神姫 FAX <u>0790-65-9172</u> 電話番号 <u>0790-65-9171</u></p> <p>No12 <u>たつの警察署 警備課</u> FAX <u>0791-63-9250</u> 電話番号 <u>0791-63-0110</u></p>	
第3編 第3章 第5節 (73P)	(2) 「災害対策本部設置」、「 <u>避難勧告、避難指示(緊急)</u> 」を行った場合は、迅速にフェニックス防災システムに入力を行い、併せて関係機関にFAXを送信する。	(2) 「災害対策本部設置」、「 <u>避難指示、緊急安全確保</u> 」を行った場合は、迅速にフェニックス防災システムに入力を行い、併せて関係機関にFAXを送信する。	県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更
第3編 第5章 第6節 (76P)		<u>第6節 町外の被災地に対する応援</u> <u>町防災計画風水害編 第3編「災害応急対策計画」第6章「広域応援体制」第6節「町外の被災地に対する応援」を準用する。</u>	県計画に基づく修正 ・町外の被災地に対する応援に関することを追加
第3編 第6章 第2節 (77P)	第1款 <u>避難勧告等の発令【再掲】</u> 第3章「情報の収集及び伝達」第5節「情報の伝達」第2款「 <u>避難勧告等の発令</u> 」を準用する。	第1款 <u>避難指示等の発令【再掲】</u> 第3章「情報の収集及び伝達」第5節「情報の伝達」第2款「 <u>避難指示等の発令</u> 」を準用する。	県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更
<b>【大規模事故等編】</b> 第1編 第1章 第2節 (3P)	4 指定公共機関 (略)、関西電力株式会社、KDDI株式会社、ヤマト運輸株式会社 など 5 指定地方公共機関 神姫バス株式会社、株式会社 <u>ウエスト</u> 神姫、(略)	4 指定公共機関 (略)、関西電力 <u>送配電</u> 株式会社、KDDI株式会社、ヤマト運輸株式会社 など 5 指定地方公共機関 神姫バス株式会社、株式会社 <u>ウイング</u> 神姫、(略)	時点修正
第2編 第2章 第5節 (24P)	(4) 緊急被ばく医療機関指定状況 ① 初期被ばく 県名 医療機関 鳥取県 智頭病院 (略) ② 二次被ばく 県名 医療機関 岡山県 岡山医療病院 (略)	4) 緊急被ばく医療機関指定状況 ① 初期被ばく 県名 医療機関 鳥取県 <u>国民健康保険</u> 智頭病院 (略) ② 二次被ばく 県名 医療機関 岡山県 岡山医療 <u>センター</u> (略)	時点修正

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																
第3編 第1章 第1節 (28P)	<p>■ 防災関係機関等の情報伝達体制図</p> <p>—— 有線（電話・FAX）            ..... 兵庫衛星通信ネットワーク            —— 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）</p> <p>※ 現地機関は、西はりま天文台公園、朝霧園、保育園、子育て支援センター、給食センター、クリーンセンター、笹ヶ丘荘、南光自然観察村 など            ※ 西はりま消防組合佐用消防署は、町と連携し災害対応にあたる。</p>	<p>■ 防災関係機関等の情報伝達体制図</p> <p>—— 有線（電話・FAX）            ..... 兵庫衛星通信ネットワーク            —— 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）</p> <p>※ 現地機関は、西はりま天文台公園、朝霧園、保育園、子育て支援センター、給食センター、クリーンセンター、笹ヶ丘荘、南光自然観察村 など            ※ 西はりま消防組合佐用消防署は、町と連携し災害対応にあたる。</p>	組織変更に伴う時点修正																
第3編 第2章 第1節 (30P)	<p>1 本部体制等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 配備職員</p> <table border="1" data-bbox="421 981 1048 1177"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号配備</td> <td>災害警戒本部の組織構成は、町長、副町長、教育長、西はりま消防組合佐用消防署長、企画防災課長、総務課長、健康福祉課長、高年介護課長、教育課長、農林振興課長、建設課長、上下水道課長、住民課長、消防団長、各支所長、その他町長が指名する職員により構成する。 ※ ただし、緊急時には出席を求めない場合がある。</td> </tr> <tr> <td>2号配備</td> <td>事故の内容により、関係対策部配備人員の2割から5割</td> </tr> <tr> <td>3号配備</td> <td>事故の内容により、関係対策部配備人員の5割から全配備職員</td> </tr> </tbody> </table>	体制	配備人員	1号配備	災害警戒本部の組織構成は、町長、副町長、教育長、西はりま消防組合佐用消防署長、企画防災課長、総務課長、健康福祉課長、高年介護課長、教育課長、農林振興課長、建設課長、上下水道課長、住民課長、消防団長、各支所長、その他町長が指名する職員により構成する。 ※ ただし、緊急時には出席を求めない場合がある。	2号配備	事故の内容により、関係対策部配備人員の2割から5割	3号配備	事故の内容により、関係対策部配備人員の5割から全配備職員	<p>1 本部体制等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 配備職員</p> <table border="1" data-bbox="1137 981 1765 1177"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号配備</td> <td>災害警戒本部の組織構成は、町長、副町長、教育長、西はりま消防組合佐用消防署長、企画防災課長、総務課長、<b>情報政策課長</b>、健康福祉課長、高年介護課長、教育課長、農林振興課長、建設課長、上下水道課長、住民課長、消防団長、各支所長、その他町長が指名する職員により構成する。 ※ ただし、緊急時には出席を求めない場合がある。</td> </tr> <tr> <td>2号配備</td> <td>事故の内容により、関係対策部配備人員の2割から5割</td> </tr> <tr> <td>3号配備</td> <td>事故の内容により、関係対策部配備人員の5割から全配備職員</td> </tr> </tbody> </table>	体制	配備人員	1号配備	災害警戒本部の組織構成は、町長、副町長、教育長、西はりま消防組合佐用消防署長、企画防災課長、総務課長、 <b>情報政策課長</b> 、健康福祉課長、高年介護課長、教育課長、農林振興課長、建設課長、上下水道課長、住民課長、消防団長、各支所長、その他町長が指名する職員により構成する。 ※ ただし、緊急時には出席を求めない場合がある。	2号配備	事故の内容により、関係対策部配備人員の2割から5割	3号配備	事故の内容により、関係対策部配備人員の5割から全配備職員	佐用町組織変更に伴う 時点修正
体制	配備人員																		
1号配備	災害警戒本部の組織構成は、町長、副町長、教育長、西はりま消防組合佐用消防署長、企画防災課長、総務課長、健康福祉課長、高年介護課長、教育課長、農林振興課長、建設課長、上下水道課長、住民課長、消防団長、各支所長、その他町長が指名する職員により構成する。 ※ ただし、緊急時には出席を求めない場合がある。																		
2号配備	事故の内容により、関係対策部配備人員の2割から5割																		
3号配備	事故の内容により、関係対策部配備人員の5割から全配備職員																		
体制	配備人員																		
1号配備	災害警戒本部の組織構成は、町長、副町長、教育長、西はりま消防組合佐用消防署長、企画防災課長、総務課長、 <b>情報政策課長</b> 、健康福祉課長、高年介護課長、教育課長、農林振興課長、建設課長、上下水道課長、住民課長、消防団長、各支所長、その他町長が指名する職員により構成する。 ※ ただし、緊急時には出席を求めない場合がある。																		
2号配備	事故の内容により、関係対策部配備人員の2割から5割																		
3号配備	事故の内容により、関係対策部配備人員の5割から全配備職員																		
第3編 第2章 第1節 (31P)	<p>2 現地災害対策本部</p> <p>(1) 現地災害対策本部の設置            (略)</p> <p>① <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>の発令（災害対策基本法第60条、町長の権限）</p> <p>② <u>避難指示（緊急）</u>（水防法第29条、水防管理者の権限）</p>	<p>2 現地災害対策本部</p> <p>(1) 現地災害対策本部の設置            (略)</p> <p>① <u>避難指示・緊急安全確保</u>の発令（災害対策基本法第60条、町長の権限）</p> <p>② 避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）</p>	県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更																

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
第3編 第2章 第1節 (34P)	(別図1) 災害警戒本部・災害対策本部組織図 	(別図1) 災害警戒本部・災害対策本部組織図 	組織変更に伴う時点修正
第3編 第4章 第1節 (38P)	第4章 避難勧告等の発令 第1節 避難勧告等の発令 町は、災害により、現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に対し <u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u> の発令を行う。 1 <u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u> 等の発令 本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを <u>勧告（避</u>	第4章 避難指示等の発令 第1節 避難指示等の発令 町は、災害により、現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に対し <u>避難指示及び緊急安全確保</u> の発令を行う。 1 <u>避難指示</u> 等の発令 本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを <u>指示（避難指示）</u> し、 <u>人的被害の発生する危険性が非常に高</u>	・避難情報の変更による修正

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等															
	<p><u>避難勧告</u>)し、緊急を要すると認めるときは、<u>避難のための立ち退きを指示（避難指示（緊急））</u>する。</p> <p>原則として、<u>避難勧告</u>等の発令は、災害対策本部で行うが、通信の不通等により災害対策本部に被害状況等の報告ができない場合や火災等による危険など、危険が目前に迫り、緊急を要する場合、各地域対策部長の判断により<u>避難勧告</u>等の発令を行うことができる。（略）</p>	<p><u>まった状況など</u>、緊急を要すると認めるときは、<u>緊急安全確保を指示</u>する。</p> <p>原則として、<u>避難指示</u>等の発令は、災害対策本部で行うが、通信の不通等により災害対策本部に被害状況等の報告ができない場合や火災等による危険など、危険が目前に迫り、緊急を要する場合、各地域対策部長の判断により<u>避難指示</u>等の発令を行うことができる。（略）</p>																
<p>第3編 第4章 第1節 (38P)</p>	<p>2 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u>の内容</p> <table border="1" data-bbox="412 592 1048 855"> <thead> <tr> <th data-bbox="412 592 495 616">区分</th> <th data-bbox="495 592 696 616">発令時の状況</th> <th data-bbox="696 592 1048 616">住民がとるべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="412 616 495 711">避難勧告</td> <td data-bbox="495 616 696 711">・通常の避難行動が可能な住民が避難行動を開始しなければならない段階である。</td> <td data-bbox="696 616 1048 711">・通常の避難行動が可能な住民は、計画された安全な場所への避難行動を開始</td> </tr> <tr> <td data-bbox="412 711 495 855">避難指示（緊急）</td> <td data-bbox="495 711 696 855">・現在の切迫した状況等から人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況・人的被害の発生した状況</td> <td data-bbox="696 711 1048 855">・避難勧告の発令等により避難行動中の住民は、速やかに安全な場所への避難を完了 ・未だ避難していない住民は、直ちに安全な場所に避難 ・避難のいとまがない場合は、生命を守るための最低限の行動が必要</td> </tr> </tbody> </table>	区分	発令時の状況	住民がとるべき行動	避難勧告	・通常の避難行動が可能な住民が避難行動を開始しなければならない段階である。	・通常の避難行動が可能な住民は、計画された安全な場所への避難行動を開始	避難指示（緊急）	・現在の切迫した状況等から人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況・人的被害の発生した状況	・避難勧告の発令等により避難行動中の住民は、速やかに安全な場所への避難を完了 ・未だ避難していない住民は、直ちに安全な場所に避難 ・避難のいとまがない場合は、生命を守るための最低限の行動が必要	<p>2 <u>避難指示等</u>の内容</p> <table border="1" data-bbox="1128 587 1738 900"> <thead> <tr> <th data-bbox="1128 587 1272 611">避難情報等</th> <th data-bbox="1272 587 1738 611">居住者等がとるべき行動等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1128 611 1272 707">【警戒レベル4】 避難指示</td> <td data-bbox="1272 611 1738 707"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>発令される状況</u>：災害のおそれ高い</li> <li>● <u>居住者等がとるべき行動</u>：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 707 1272 900">【警戒レベル5】 緊急安全確保</td> <td data-bbox="1272 707 1738 900"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>発令される状況</u>：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</li> <li>● <u>居住者等がとるべき行動</u>：命の危険 直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> <li>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	避難情報等	居住者等がとるべき行動等	【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>発令される状況</u>：災害のおそれ高い</li> <li>● <u>居住者等がとるべき行動</u>：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul> </li> </ul>	【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>発令される状況</u>：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</li> <li>● <u>居住者等がとるべき行動</u>：命の危険 直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> <li>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul> </li> </ul>	<p>県計画に基づく修正 ・避難情報の変更による修正</p>
区分	発令時の状況	住民がとるべき行動																
避難勧告	・通常の避難行動が可能な住民が避難行動を開始しなければならない段階である。	・通常の避難行動が可能な住民は、計画された安全な場所への避難行動を開始																
避難指示（緊急）	・現在の切迫した状況等から人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況・人的被害の発生した状況	・避難勧告の発令等により避難行動中の住民は、速やかに安全な場所への避難を完了 ・未だ避難していない住民は、直ちに安全な場所に避難 ・避難のいとまがない場合は、生命を守るための最低限の行動が必要																
避難情報等	居住者等がとるべき行動等																	
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>発令される状況</u>：災害のおそれ高い</li> <li>● <u>居住者等がとるべき行動</u>：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul> </li> </ul>																	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>発令される状況</u>：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</li> <li>● <u>居住者等がとるべき行動</u>：命の危険 直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> <li>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul> </li> </ul>																	
<p>第3編 第4章 第1節 (38P)</p>	<p>3 <u>避難勧告等の判断基準</u> (1)～(3)（略）</p>	<p>3 <u>避難指示等の判断基準</u> (1)～(3)（略）</p>	<p>県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更</p>															
<p>第3編 第4章 第1節 (38P～39P)</p>	<p>4 <u>避難勧告及び避難指示（緊急）等の伝達</u> (略) 町（統括部）は、関係各対策部及び関係機関に、<u>避難の勧告及び避難指示（緊急）等の広報を要請</u>する。 また、知事に対し、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告</u>する。 (1) 防災行政無線放送による伝達例 (略)</p>	<p>4 <u>避難指示等の伝達</u> (略) 町（統括部）は、関係各対策部及び関係機関に、<u>避難指示等の広報を要請</u>する。 また、知事に対し、<u>避難指示及び緊急安全確保の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告</u>する。 (1) 防災行政無線放送による伝達例 (略)</p>	<p>県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更 ・システム名称変更</p>															

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	<p>※ <u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>は、必ず緊急放送により行うこと。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 報道機関への情報発信 報道機関に対し<u>避難勧告</u>等の発令状況を伝達する。</p> <p>(7) <u>公共情報コモンズ</u>による伝達</p> <p>(8) (略)</p>	<p>※ <u>避難指示及び緊急安全確保</u>は、必ず緊急放送により行うこと。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 報道機関への情報発信 報道機関に対し<u>避難指示</u>等の発令状況を伝達する。</p> <p>(7) <u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>による伝達</p> <p>(8) (略)</p>	
<p>第3編 第4章 第1節 (40P)</p>	<p>6 <u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>の解除 町（統括部）は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事（フェニックス防災システム入力）へ報告する。</p>	<p>6 <u>避難指示及び緊急安全確保</u>の解除 町（統括部）は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、<u>避難指示及び緊急安全確保</u>を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事（フェニックス防災システム入力）へ報告する。</p>	<p>県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更</p>
<p>第3編 第5章 第1節 (42P)</p>	<p>■ 主な対策 1～4 (略) 5 情報の伝達（特に周辺住民への広報、<u>避難勧告</u>、報道機関への情報発信 など） 6～22 (略)</p>	<p>■ 主な対策 1～4 (略) 5 情報の伝達（特に周辺住民への広報、<u>避難指示</u>、報道機関への情報発信 など） 6～22 (略)</p>	<p>県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更</p>
<p>第3編 第6章 第1節 (42P)</p>	<p>2 広報活動 町（統括部）、西はりま消防本部、消防団及び警察署等は、火災発生地区の住民、入山者（登山、観光客、営林活動作業員等）等に対して、防災行政無線、広報車等により、火災発生の状況、注意事項、<u>避難指示（緊急）</u>等を周知する。</p>	<p>2 広報活動 町（統括部）、西はりま消防本部、消防団及び警察署等は、火災発生地区の住民、入山者（登山、観光客、営林活動作業員等）等に対して、防災行政無線、広報車等により、火災発生の状況、注意事項、<u>避難指示</u>等を周知する。</p>	<p>県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更</p>
<p>第3編 第7章 第1節 (43P)</p>	<p>3 防災関係機関 (1) (略)</p> 	<p>3 防災関係機関 (1) (略)</p> 	<p>組織変更に伴う時点修正</p>

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
第3編 第7章 第3節 (46P)	2 関係機関 (1) (略) (2) 広報活動 町（統括部）及び西はりま消防本部等は、住民等に対して、防災行政無線や広報車等により、被害の状況、注意事項、避難指示（緊急）等を周知する。	2 関係機関 (1) (略) (2) 広報活動 町（統括部）及び西はりま消防本部等は、住民等に対して、防災行政無線や広報車等により、被害の状況、注意事項、避難指示等を周知する。	県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更
第3編 第7章 第4節 (46P)	2 関係機関 (1) (略) (2) 広報活動 町（統括部）及び西はりま消防本部等は、住民等に対して、防災行政無線や広報車等により、被害の状況、注意事項、避難指示（緊急）等を周知する。	2 関係機関 (1) (略) (2) 広報活動 町（統括部）及び西はりま消防本部等は、住民等に対して、防災行政無線や広報車等により、被害の状況、注意事項、避難指示等を周知する。	県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更
第3編 第8章 第1節 (48P)	1 通報、伝達、情報提供 (1) 航空機災害 (略) 図内 佐用警察署	1 通報、伝達、情報提供 (1) 航空機災害 (略) 図内 たつの警察署	組織変更に伴う時点修正
第3編 第8章 第1節 (48P)	(2) 鉄道災害 (略) 図内 佐用警察署	(2) 鉄道災害 (略) 図内 たつの警察署	組織変更に伴う時点修正
第3編 第8章 第1節 (49P)	(3) 道路災害 (略) 図内 佐用警察署	(3) 道路災害 (略) 図内 たつの警察署	組織変更に伴う時点修正
第3編 第8章 第1節 (49P)	(4) 鉄道事故災害及び道路事故災害等の通報・伝達上の注意事項 ② 連絡先 表内 企画県民部災害対策局災害対策課	(4) 鉄道事故災害及び道路事故災害等の通報・伝達上の注意事項 ② 連絡先 表内 危機管理部災害対策課	組織変更に伴う時点修正
第3編 第8章 第1節 (49P)	2 応急対策 (1) 情報の伝達（特に周辺住民への広報、避難勧告、報道機関への情報発信 など）	2 応急対策 (1) 情報の伝達（特に周辺住民への広報、避難指示、報道機関への情報発信 など）	県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
第3編 第9章 第1節 (51P)	1 雑踏事故対策 (1) 雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合 ① (略) 区内 区内 佐用警察署	1 雑踏事故対策 (1) 雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合 ① (略) 区内 区内 <u>たつの警察署</u>	組織変更に伴う時点修正
第3編 第10章 第1節 (55P)	3 避難対策、交通規制 (1) 避難対策 ① 避難基準 ア) 内閣総理大臣からの <u>避難勧告</u> 等の実施の指示（以下「総理大臣指示」）があったとき（原災法第15条）	3 避難対策、交通規制 (1) 避難対策 ① 避難基準 ア) 内閣総理大臣からの <u>避難指示</u> 等の実施の指示（以下「総理大臣指示」）があったとき（原災法第15条）	県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更
第3編 第10章 第1節 (57P)	4 原子力災害対策に係る広域避難の受入対策 表内 名称 三日月文化センター 所在地 三日月 1110 番地 1 収容可能数（概数） <u>77</u> 面積（㎡） <u>257</u>	4 原子力災害対策に係る広域避難の受入対策 表内 名称 三日月 <u>地域交流</u> センター 所在地 三日月 1110 番地 1 収容可能数（概数） <u>69</u> 面積（㎡） <u>230</u>	施設改修に伴う時点修正
第3編 第10章 第1節 (59P～60P)	6 消火活動 (1) (略) (2) 放射性同位元素取扱事業所の火災 ① (略) ② 西はりま消防本部の措置 ア) ～イ) (略) ウ) 放射線危険区域の設定 (略) 施設外へ放射能が広がる可能性がある場合は、至急県及び関係機関に連絡し、助言を仰ぐとともに、周辺住民への広報、 <u>避難勧告</u> 等を行う。	6 消火活動 (1) (略) (2) 放射性同位元素取扱事業所の火災 ① (略) ② 西はりま消防本部の措置 ア) ～イ) (略) ウ) 放射線危険区域の設定 (略) 施設外へ放射能が広がる可能性がある場合は、至急県及び関係機関に連絡し、助言を仰ぐとともに、周辺住民への広報、 <u>避難指示</u> 等を行う。	県計画に基づく修正 ・避難情報の名称変更